

公的資金による住宅及び宅地の供給体制の整備のための公営住宅法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令案新旧対照条文 目次

一	公営住宅法施行令（昭和二十六年政令第二百四十号）	1
二	住宅金融公庫法施行令（昭和三十二年政令第七十号）	4
三	独立行政法人都市再生機構法施行令（平成十六年政令第六十号）	6
四	地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）	10
五	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）	11
六	首都圏整備法施行令（昭和三十二年政令第三百三十三号）	12
七	勤労者財産形成促進法施行令（昭和四十六年政令第三百三十二号）	13
八	司法書士法施行令（昭和五十三年政令第三百七十九号）	15
九	土地家屋調査士法施行令（昭和五十四年政令第二百九十八号）	16
十	国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）	17

改 正 案

現 行

（管理の特例に係る法第三章の規定の適用に関する技術的読替え等）

第十四条 法第四十七条第六項の規定による法第三章の規定の適用についての技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える法第三章の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第二十条、第二十一条	事業主体	事業主体及び地方公共団体又は地方住宅供給公社
第二十二條第一項、第二十七條第三項から第六項まで、第二十九條第一項及び第七項、第三十條、第三十二條第一項、第三十三條第一項、第三十五條第二項、第三十三條第二項、第三十四條	事業主体の長	地方公共団体の長又は地方住宅供給公社の理事長
第三十一條第一項	事業主体	事業主体又は地方公共

（指導監督費の交付）

第十四条 国は、法第四十九条の規定により、当該年度における当該都道府県の区域内の市町村の公営住宅の整備、共同施設の整備及び災害に基づく補修に要する費用の合計額に百分の〇・三以上百分の〇・八以下で国土交通大臣が都道府県ごとに定める率を乗じた額を、都道府県に交付することができる。

2 前項の費用については、次に定めるところによる。

一 公営住宅の整備に要する費用 事業主体が建設又は買取りをした公営住宅にあつては法第七条第三項（法第八条第二項において準用する場合を含む。）の標準建設費・買取費、法第八条第四項の標準建設費及び同項の標準宅地復旧費の合計額とし、事業主体が借上げをした公営住宅にあつては法第九条第五項（法第十条第二項において準用する場合を含む。）の標準住宅共用部分工事費とする。

二 共同施設の整備に要する費用 事業主体が建設又は買取りをした共同施設にあつては法第七条第三項の標準建設費・買取費、法第八条第四項の標準建設費及び同項の標準宅地復旧費の合計額とし、事業主体が借上げをした共同施設にあつては法第九条第五項（法第十条第二項において準用する場合を含む。）の標準施設工事費とする。

三 災害に基づく補修に要する費用 法第八条第四項の標準補修費とする。

2 | 第六条第二項及び第三項の規定は、法第四十七条第一項の規定

第三十二条第三項	同項	団体若しくは地方住宅供給公社 地方公共団体又は地方住宅供給公社が同項
第三十四条	第十六条第一項若しくは第二十八条第二項の規定による家賃の決定、第十六条第四項（第二十八条第三項又は第二十九条第八項において準用する場合を含む。）の規定による家賃若しくは金銭の減免、第十八条第二項の規定による敷金の減免、第十九条（第二十八条第三項又は第二十九条第八項において準用する場合を含む。）の規定による家賃、敷金若しくは金銭の徴収の猶予、第二十九条第一項の規定による明渡しの請求、第三十条第一項の規定によるあつせん等又は第四十条の規定による公営住宅への入居の措置	第二十九条第一項の規定による明渡しの請求又は第三十条第一項の規定によるあつせん等

により地方公共団体又は地方住宅供給公社が公営住宅の管理を行う場合について準用する。

改 正 案

現 行

<p>（法第十七条第十一項の政令で定める耐火建築物等） 第四条（略）</p> <p>2 法第十七条第十一項第二号に規定する政令で定める建築物は、次に掲げる建築物とする。</p> <p>十 その敷地内に建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第三百三十六条第一項に規定する空地を有し、かつ、その敷地面積が同条第三項本文に規定する規模（同項ただし書の規定により、特定行政庁が別に規模を定めたときは、その規模）以上である中高層耐火建築物</p> <p>十一 〽十五（略）</p> <p>3（略）</p> <p>（引当金）</p> <p>第十七条の七 公庫は、貸付け（勤労者財産形成促進法第十条第一項本文の貸付け及び法第二十六条の二第一項第四号の資金の貸付けを除く。）又は債権譲受けに要する資金を調達するために住宅金融公庫債券（以下「公庫債券」という。）を発行した場合において、法第二十七条の五の規定により貸付債権（同号の資金の貸付けに係るものに限る。）を当該公庫債券の債務の担保に供したときは、同号に掲げる業務に係る特別勘定において、主務省令で定めるところにより、当該担保権の実行に伴う損失の補てんに充てるために必要な引当金を保有しなければならない。</p>	<p>（法第十七条第十一項の政令で定める耐火建築物等） 第四条（略）</p> <p>2 法第十七条第十一項第二号に規定する政令で定める建築物は、次に掲げる建築物とする。</p> <p>十 その敷地内に建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第三百三十六条第一項に規定する空地を有し、かつ、その敷地面積が同条第三項本文に規定する規模（同項ただし書の規定により、特定行政庁が別に規模を定めたときは、その規模）以上である中高層耐火建築物</p> <p>十一 〽十五（略）</p> <p>3（略）</p> <p>（引当金）</p> <p>第十七条の七 公庫は、貸付け（勤労者財産形成促進法第十条第一項本文の貸付け及び法第二十六条の二第一項第四号の資金の貸付けを除く。）又は債権譲受けに要する資金を調達するために住宅金融公庫債券（以下「公庫債券」という。）を発行した場合において、法第二十七条の五の規定により貸付債権（同号の資金の貸付けに係るものに限る。）を当該公庫債券の債務の担保に供したときは、同号に掲げる業務に係る特別勘定において、主務省令で定めるところにより、当該担保権の実行に伴う損失の補てんに充てるために必要な引当金を保有しなければならない。</p>
--	--

<p>（法第十七条第十一項の政令で定める耐火建築物等） 第四条（略）</p> <p>2 法第十七条第十一項第二号に規定する政令で定める建築物は、次に掲げる建築物とする。</p> <p>十 その敷地内に建築基準法施行令第三百三十六条第一項に規定する空地を有し、かつ、その敷地面積が同条第三項本文に規定する規模（同項ただし書の規定により、特定行政庁が別に規模を定めたときは、その規模）以上である中高層耐火建築物</p> <p>十一 〽十五（略）</p> <p>3（略）</p> <p>（引当金）</p> <p>第十七条の七 公庫は、債権譲受けに要する資金を調達するために住宅金融公庫債券（以下「公庫債券」という。）を発行した場合において、法第二十七条の五の規定により公庫の貸付けに係る貸付債権を当該公庫債券の債務の担保に供したときは、法第二十六条の二第一項の特別勘定以外の勘定において、主務省令で定めるところにより、当該担保権の実行に伴う損失の補てんに充てるために必要な引当金を保有しなければならない。</p>	<p>（法第十七条第十一項の政令で定める耐火建築物等） 第四条（略）</p> <p>2 法第十七条第十一項第二号に規定する政令で定める建築物は、次に掲げる建築物とする。</p> <p>十 その敷地内に建築基準法施行令第三百三十六条第一項に規定する空地を有し、かつ、その敷地面積が同条第三項本文に規定する規模（同項ただし書の規定により、特定行政庁が別に規模を定めたときは、その規模）以上である中高層耐火建築物</p> <p>十一 〽十五（略）</p> <p>3（略）</p> <p>（引当金）</p> <p>第十三条の三 公庫は、貸付け（勤労者財産形成促進法第十条第一項本文の貸付け及び法第二十六条の二第一項第四号の資金の貸付けを除く。）又は債権譲受けに要する資金を調達するために住宅金融公庫債券（以下「公庫債券」という。）を発行した場合において、法第二十七条の五の規定により貸付債権（同号の資金の貸付けに係るものに限る。）を当該公庫債券の債務の担保に供したときは、同号に掲げる業務に係る特別勘定において、主務省令で定めるところにより、当該担保権の実行に伴う損失の補てんに充てるために必要な引当金を保有しなければならない。</p>
--	---

附 則

附 則

10 法附則第十五項に規定する政令で定める金額は、次の表の各項の上欄に掲げる各年度につき、それぞれ当該各項の下欄に掲げる

10 法附則第十三項に規定する政令で定める金額は、次の表の各項の上欄に掲げる各年度につき、それぞれ当該各項の下欄に掲げる

金額とする。

(略)	平成八年度	(略)
	平成九年度	(略)
平成十年度	法附則第十五項の表二の項に係る特別損失	(略)
	法附則第十五項の表三の項に係る特別損失	(略)
平成十一年度	法附則第十五項の表二の項に係る特別損失	(略)
	法附則第十五項の表三の項に係る特別損失	(略)

金額とする。

(略)	平成八年度	(略)
	平成九年度	(略)
平成十年度	法附則第十三項の表二の項に係る特別損失	(略)
	法附則第十三項の表三の項に係る特別損失	(略)
平成十一年度	法附則第十三項の表二の項に係る特別損失	(略)
	法附則第十三項の表三の項に係る特別損失	(略)

改 正 案

現 行

（他の法令の準用）

第三十四条 次の法令の規定については、機構を国の行政機関とみなして、これらの規定を準用する。

一～三 （略）

（他の法令の準用）

第三十四条 次の法令の規定については、機構を国の行政機関とみなして、これらの規定を準用する。

一～三 （略）

四 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第十条の二第一

項第一号（法第十一条第二項第一号又は第二号の業務として森林法第十条の二第一項に規定する開発行為を行う場合に限る。）

四～三十 （略）

2 （略）

附 則

（機構が当分の間行うことができる業務に関する特例）

第六条 法附則第十二条第一項の規定により機構が同項に規定する業務を行う場合には、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第十五条第一項及び第二項、第十六条第一項第十五条第一項第一号	第三十三条第一項	第三十三條第一項	附則第十二条第七項の規定により読み替えて適用する法第三十三条第一項事業年度の都市再生業務に係る勘定
第十五条第一項第二号、第二項及び第三項、第十八条、第二十条、第二十三条	の出資金		都市再生業務に充てるべきものとして出資された出資金

五～三十一 （略）

2 （略）

附 則

（機構が当分の間行うことができる業務に関する特例）

第六条 法附則第十二条第一項の規定により機構が同項に規定する業務を行う場合には、第十九条第一項中「法第三十三條第二項」とあるのは「法附則第十二條第二項の規定により読み替えて適用する法第三十三條第二項」と、「法第十一条」とあるのは「法第三十一條及び附則第十二條第一項」と、附則第八條中「法附則第二十一條第一項の政令で定める公共の用に供する施設」とあるのは「法附則第二十一條第一項の政令で定める公共の用に供する施設」とあるのは「法附則第二十一條第一項の政令で定める公共の用に供する施設」とあり、法附則第十二條第二項の規定により読み替えて適用する法附則第二十一條第一項の旧地域公団法第十九條第一項第一号ハの政令で定める公共の用に供する施設及び法附則第十二條第二項の規定により読み替えて適用する法附則第二十一條第一項の法附則第十八條の規定による廃止前の都市基盤整備公団法（平成十一年法律第七十六号）第二十八條第一項第七号の政令で定める公共の用に

第十五条第一項 第二号	積み立て た	都市再生業務に係る勘定において 積み立てた
第十五条第二項 、第十六条第一 項、第二十条第 一項、第二十一 条第一項	出資した	都市再生業務に充てるべきものと して出資した
第十五条第三項 、第十八条第二 項、第二十条第 二項、第二十三 条第二項	出資があ ったとき	都市再生業務に充てるべきものと して出資があったとき
第十六条第一項 、第二十一条第 一項	計算書に	計算書に、都市再生業務に係る勘 定における
第十九条第一項	第三十三 条第二項	附則第十二条第七項の規定により 読み替えて適用する法第三十三 条第二項
附則第八条、附 則第九条	第十一条 附則第二 十一条第 一項	第十一条及び附則第十二条第一項 附則第二十一条第一項（法附則第 十二条第七項の規定により読み替 えて適用する場合を含む。）

2 法附則第十二条第一項の規定により機構が同項第一号又は第二号の業務（同号の業務にあつては、公的資金による住宅及び宅地の供給体制の整備のための公営住宅法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第 号）第三条の規定による改正前の法第十条第二項第一号又は第二号の業務に限る。）として森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第十条の二第一項に規定する開発行為を行う場合には、同項第一号の規定については、機構を国の行政機関とみなして、この規定を準用する。

供する施設」と、附則第九条中「法附則第二十一条第一項」とあるのは「法附則第二十一条第一項（法附則第十二条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」とする。

2 法附則第十二条第一項の規定により機構が同項第一号の業務を行う場合には、第三十四条第一項第四号中「法第十一条第二項第一号又は第二号」とあるのは、「法第十一条第二項第一号若しくは第二号又は附則第十二条第一項第一号」とする。

(国庫等に納付すべき金額等)

- 第七條 法附則第十二條第十七項の規定により機構が国庫及び地方公共団体(その出資金を宅地造成等経過業務に充てるべきものとして出資したものに限る。次項、第四項及び第六項において同じ。)に納付すべき金額(以下この条において「納付金額」という。)
- 一は、国土交通大臣が財務大臣に協議して定めるものとする。
- 2 国土交通大臣は、前項の規定により納付金額を定めたときは、機構及び地方公共団体に対し、その納付金額を通知しなければならない。
- 3 前項の規定による通知は、宅地造成等経過業務を終えた日の属する事業年度に係る財務諸表(通則法第三十八條第一項に規定する財務諸表をいう。)の提出があった日から一月以内にするものとする。
- 4 機構は、納付金額を法附則第十二條第十七項の規定により国庫及び地方公共団体に納付しようとするときは、当該納付金額を政府及び当該地方公共団体から宅地造成等経過業務に充てるべきものとして出資された出資金の額に依じて按分するものとする。
- 5 前項に規定する出資金の額は、平成十七年四月一日における政府及び地方公共団体から宅地造成等経過業務に充てるべきものとして出資された出資金の額(同日後法附則第十二條第十六項の規定により宅地造成等経過業務に係る勘定を廃止する日までの間に政府又は地方公共団体から機構に宅地造成等経過業務に充てるべきものとして出資があったときは、当該出資の額に、当該出資があった日から当該宅地造成等経過業務に係る勘定を廃止する日までの日数を平成十七年四月一日から当該宅地造成等経過業務に係る勘定を廃止する日までの日数で除して得た数を乗じて得た額をそれぞれ加えた額)とする。
- 6 機構は、第二項の規定による通知を受けたときは、国土交通大臣の指定する期日までに、その納付金額を国庫及び地方公共団体

第七條 法附則第十三條第一項の規定により機構が鉄道業務を行う場合においては、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えて、これらの規定を適用する。

第十五條第一項及び第二項、第十六條第一項	第十五條第一項	第三條第一項	法附則第十三條第四項の規定により読み替えて適用する法第三十三條第一項
第十五條第一項	当該事業年度の勘定	当該事業年度の都市再生業務に係る勘定	
第十五條第一項	の出資金	都市再生業務に充てるべきものとして出資された出資金	
第二号、第二項及び第三項、第十八條			
第十五條第一項	積み立て	都市再生業務に係る勘定において積み立てた	
第十五條第二項	出資した	都市再生業務に充てるべきものとして出資した	
第十六條第一項			
第十五條第三項、第十八條第二項	に出資があった	に都市再生業務に充てるべきものとして出資があった	
第十六條第一項	計算書に	計算書に、都市再生業務に係る勘定における	
第十九條第一項	法第三十三條第二項	法附則第十三條第四項の規定により読み替えて適用する法第三十三條第二項	
	法第十一	法第十一條及び附則第十三條第一	

に納付しなければならない。

第二十條第一項、第二十一條第一項、第二十三條第二項	法第三十三條第四項	法附則第十三條第二項の規定により区分される勘定のそれぞれにつき、法第三十三條第四項
第二十條第一項、第二十一條第一項	出資した	当該勘定に係る業務に充てるべきものとして出資した
第二十條、第二十三條	の出資金	当該勘定に係る業務に充てるべきものとして出資された出資金
第二十條第二項	同項	法附則第十三條第二項の規定により区分される勘定のそれぞれにつき、前項
第二十條第二項、第二十三條第二項	に出資があった	に当該勘定に係る業務に充てるべきものとして出資があった
第二十一條第一項	計算書に	計算書に、当該勘定における
第二十三條第一項	第二十條第一項	法附則第十三條第二項の規定により区分される勘定のそれぞれにつき、第二十條第一項

改 正 案	現 行
<p>附 則 （法附則第十条第二項の区間等） 第六条の十六（略） 2 5 10（略） 11 法附則第十条第十二項に規定する不動産で政令で定めるものは、次に掲げる不動産とする。 一 5 四（略）</p>	<p>附 則 （法附則第十条第二項の区間等） 第六条の十六（略） 2 5 10（略） 11 法附則第十条第十二項に規定する不動産で政令で定めるものは、次に掲げる不動産とする。 一 5 四（略） 一五 機構法附則第十三条第一項に規定する鉄道業務の用に供する不動産のうち次に掲げるもの以外のもの イ 事務所の用に供する不動産 ロ 宿舎（業務上宿舎を使用すべき義務がある者が使用するものとされている宿舎を除く。）の用に供する不動産</p>

改正案	現行
<p>（補助金等とする給付金の指定）</p> <p>第二条 法第二条第一項第四号に規定する給付金で政令で定めるものは、次に掲げるもの（第三十四号から第九十一号までにあつては、当該各号に掲げる予算の目又はこれに準ずるものの経費の支出によるもの）とする。</p> <p>一～八 （略）</p> <p>九～三十八 （略）</p> <p>三十九 特殊教育就学奨励費交付金（第十号に掲げる給付金に該当するものを除く。）</p> <p>四十～六十二 （略）</p> <p>六十三 大豆生産者団体等交付金（第十四号に掲げる給付金に該当するものを除く。）</p> <p>六十四～六十七 （略）</p> <p>六十八 源立地地域対策交付金（第二十号に掲げる給付金に該当するものを除く。）</p> <p>六十九 まちづくり交付金（第三十号に掲げる給付金に該当するものを除く。）</p> <p>七十～九十一 （略）</p>	<p>（補助金等とする給付金の指定）</p> <p>第二条 法第二条第一項第四号に規定する給付金で政令で定めるものは、次に掲げるもの（第三十五号から第九十二号までにあつては、当該各号に掲げる予算の目又はこれに準ずるものの経費の支出によるもの）とする。</p> <p>一～八 （略）</p> <p>九 公営住宅法（昭和二十六年法律第九十三号）第四十九条の規定による交付金</p> <p>十～三十九 （略）</p> <p>四十 特殊教育就学奨励費交付金（第十一号に掲げる給付金に該当するものを除く。）</p> <p>四十一～六十三 （略）</p> <p>六十四 大豆生産者団体等交付金（第十五号に掲げる給付金に該当するものを除く。）</p> <p>六十五～六十八 （略）</p> <p>六十九 源立地地域対策交付金（第二十一号に掲げる給付金に該当するものを除く。）</p> <p>七十 まちづくり交付金（第三十一号に掲げる給付金に該当するものを除く。）</p> <p>七十一～九十二 （略）</p>

改正案		現行	
<p>（事業計画） 第十五条 法第二十一条第五項の毎年度の事業で政令で定めるものは、次に掲げる事業とする。 一 次の表の上欄に掲げる事業について、それぞれ同表下欄に掲げる者が行う事業</p>			
二 （略）	（略）	（略）	（略）
事業	事業を行う者	事業	事業を行う者
<p>第七条第一号に規定する事項に係る事業</p>	<p>地方公共団体、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構及び旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律（昭和六十一年法律第八十八号）第一条第三項に規定する会社</p>	<p>第七条第一号に規定する事項に係る事業</p>	<p>地方公共団体、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、独立行政法人都市再生機構及び旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に 関する法律（昭和六十一年法律第八十八号）第一条第三項に規定する会社</p>

改 正 案	現 行
<p>第三十七条（略）</p> <p>2 前項の「貸付基準利率」とは、法第十一条に規定する独立行政法人雇用・能力開発機構法第十五条第一項及び第三項の規定に基づく借入金又は住宅金融公庫法（昭和二十五年法律第百五十六号）第二十七条の二第一項、第七項若しくは第八項の規定に基づく借入金の利率並びに雇用・能力開発債券又は住宅金融公庫財形住宅債券の利率及び発行の価額により計算して得られるこれらの債券の利回りを勘案して求められる転貸貸付け又は住宅金融公庫の行う法第十条第一項本文の住宅資金の貸付けに必要な資金の調達に係る金利を基礎とし、一般の金融機関の金利の動向その他の事情を考慮して機構又は住宅金融公庫の業務方法書で定める率をいう。</p> <p>3 5 （略）</p> <p>（勤労者財産形成持家融資等の原資）</p> <p>第四十条 法第十一条の毎年度の末日における残高の合計額として政令で定める金額は、次に掲げる額の合算額とする。</p> <p>一 法第十一条に規定する資金の調達のための同条に規定する独立行政法人雇用・能力開発機構法第十五条第一項及び第三項の規定に基づく借入金、住宅金融公庫法第二十七条の二第一項、第七項又は第八項の規定に基づく借入金、沖繩振興開発金融公庫法（昭和四十七年法律第三十一号）第二十六条第一項又は第四項の規定に基づく借入金及び共済組合等の借入金（第四十二条において「持家融資等のための借入金」という。）の額の当該年度の末日における残高の合計額</p> <p>二 （略）</p>	<p>第三十七条（略）</p> <p>2 前項の「貸付基準利率」とは、法第十一条に規定する独立行政法人雇用・能力開発機構法第十五条第一項及び第三項の規定に基づく借入金又は住宅金融公庫法（昭和二十五年法律第百五十六号）第二十七条の二第一項、第六項若しくは第七項の規定に基づく借入金の利率並びに雇用・能力開発債券又は住宅金融公庫財形住宅債券の利率及び発行の価額により計算して得られるこれらの債券の利回りを勘案して求められる転貸貸付け又は住宅金融公庫の行う法第十条第一項本文の住宅資金の貸付けに必要な資金の調達に係る金利を基礎とし、一般の金融機関の金利の動向その他の事情を考慮して機構又は住宅金融公庫の業務方法書で定める率をいう。</p> <p>3 5 （略）</p> <p>（勤労者財産形成持家融資等の原資）</p> <p>第四十条 法第十一条の毎年度の末日における残高の合計額として政令で定める金額は、次に掲げる額の合算額とする。</p> <p>一 法第十一条に規定する資金の調達のための同条に規定する独立行政法人雇用・能力開発機構法第十五条第一項及び第三項の規定に基づく借入金、住宅金融公庫法第二十七条の二第一項、第六項又は第七項の規定に基づく借入金、沖繩振興開発金融公庫法（昭和四十七年法律第三十一号）第二十六条第一項又は第四項の規定に基づく借入金及び共済組合等の借入金（第四十二条において「持家融資等のための借入金」という。）の額の当該年度の末日における残高の合計額</p> <p>二 （略）</p>



改 正 案	現 行
<p>附 則</p> <p>（独立行政法人都市再生機構に関する特例）</p> <p>2 独立行政法人都市再生機構法附則第十二条第一項及び第十四条第一項の規定により独立行政法人都市再生機構がこれらの規定に規定する業務を行う場合には、第四条第十三号中「並びに第二項及び第三項の事業」とあるのは、「、第二項及び第三項並びに附則第十二条第一項及び第十四条第一項の事業」とする。</p>	<p>附 則</p> <p>（独立行政法人都市再生機構に関する特例）</p> <p>2 独立行政法人都市再生機構法附則第十二条から第十四条までの規定により独立行政法人都市再生機構がこれらの規定に規定する業務を行う場合には、第四条第十三号中「並びに第二項及び第三項の事業」とあるのは、「、第二項及び第三項並びに附則第十二条から第十四条までの事業」とする。</p>

改 正 案	現 行
<p>附 則</p> <p>（独立行政法人都市再生機構に関する特例）</p> <p>2 独立行政法人都市再生機構法附則第十二条第一項及び第十四条第一項の規定により独立行政法人都市再生機構がこれらの規定に規定する業務を行う場合には、第三条第十三号中「並びに第二項及び第三項の事業」とあるのは、「、第二項及び第三項並びに附則第十二条第一項及び第十四条第一項の事業」とする。</p>	<p>附 則</p> <p>（独立行政法人都市再生機構に関する特例）</p> <p>2 独立行政法人都市再生機構法附則第十二条から第十四条までの規定により独立行政法人都市再生機構がこれらの規定に規定する業務を行う場合には、第三条第十三号中「並びに第二項及び第三項の事業」とあるのは、「、第二項及び第三項並びに附則第十二条から第十四条までの事業」とする。</p>

改正案	現行
<p>（河川局の所掌事務）</p> <p>第八条 河川局は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一〇九（略）</p> <p>十 国土交通省の所掌に係る公共土木施設（港湾、港湾に係る海岸、下水道及び公園を除く。第二百二条第一号並びに附則第四条及び第十四条の二において同じ。）に関する災害復旧事業の指導（道路に係るものにあつては、工事の指導を除く。）、監督及び助成に関すること。</p> <p>十一〇十四（略）</p> <p>2（略）</p> <p>附則</p> <p>（河川局の所掌事務の特例等）</p> <p>第四条（略）</p> <p>第十九条 削除</p>	<p>（河川局の所掌事務）</p> <p>第八条 河川局は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一〇九（略）</p> <p>十 国土交通省の所掌に係る公共土木施設（港湾、港湾に係る海岸、下水道及び公園を除く。第二百二条第一号並びに附則第三条の二及び第十四条の二において同じ。）に関する災害復旧事業の指導（道路に係るものにあつては、工事の指導を除く。）、監督及び助成に関すること。</p> <p>十一〇十四（略）</p> <p>2（略）</p> <p>附則</p> <p>（河川局の所掌事務の特例等）</p> <p>第三条の二（略）</p> <p>（住宅局の所掌事務についての読替え）</p> <p>第四条 住宅局の所掌事務については、当分の間、第十条第二号中「土地・水資源局及び都市・地域整備局」とあるのは、「他局」とする。</p> <p>（住宅局総務課の所掌事務についての読替え）</p> <p>第十九条 住宅局総務課の所掌事務については、当分の間、第一百五条第三号中「土地・水資源局及び都市・地域整備局」とあるのは、「他局」とする。</p> <p>（鉄道局都市鉄道課の所掌事務の特例）</p>

第二十二條 削除

第二十二條 鐵道局都市鐵道課は、第二百二十五條各号に掲げる事務のほか、当分の間、独立行政法人都市再生機構の行う独立行政法人都市再生機構法附則第十三條第一項に規定する鐵道業務に関する事務をつかさどる。